

**総括評価【平成20～21年度事業に対する評価】****1 総合的な評価**

三重県男女共同参画審議会では、三重県男女共同参画推進条例に基づき、毎年、県が独自に行う評価とは異なる外部的視点で県の施策の実施状況に関する評価を行い、2年に一度、知事に対し提言を行っている。

今回の評価は、平成20年度および平成21年度における県の事業実施概要に対するものであり、加えて平成20年度に行った評価・提言に対する取組状況や、平成19年度から平成22年度を計画期間とする第三次実施計画の目標項目の達成状況を検証し、取組の進んでいないものについては再度、課題を整理し、提言に挙げている。また、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」、「女性のチャレンジ支援」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」など、今後、国が重点的に取組を展開していく施策についても念頭においた上で評価・提言を行っている。

男女共同参画社会を実現するためには、県における施策の推進はもとより、より県民の身近にある市町において、男女共同参画の視点で施策が推進されることが必要不可欠である。今後、男女共同参画の推進に向け、県と市町がより連携を密にし、取組を進めていく必要がある。

さらに、少子高齢化が進展し、雇用形態が変化する等の状況の中、行政だけではなく、県民、企業、各種団体等、多様な主体が連携・協働することにより、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)( )を推進することは、男女共同参画社会を実現する上で重要な要素となっている。

このような状況を踏まえ、男女が、性別にかかわらず、自立した個人として個性や能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる「将来に希望を持って生きられる社会」の実現に向けて、より一層、男女共同参画を推進する必要がある。

なお、県の全ての施策、事業が男女共同参画の視点で進められ、総合行政による実効性のある取組が展開されるよう、本審議会によるこの評価・提言が事業実施機関に十分に活用される必要がある。

**2 総括項目に対する評価と課題**

評価を行うにあたり、各基本施策に共通して該当するもの、または、特に重点的に取り組む必要があるものについて総括項目として評価を行い、それぞれ提言としてまとめている。総括項目に対する評価と課題は以下のとおりである。

#### 男女共同参画の視点による施策の推進について

平成 19 年度に策定された「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に基づく県政を展開していくにあたり、県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められなければならない。

#### 社会における諸問題（生活上の困難、DV等）について

近年、雇用経済環境は大変厳しくなっていることから、生活上の困難に直面している人々に対し支援を充実していく必要がある。また、いじめ、虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント等、現代社会における諸問題は、ますます複雑かつ深刻化しており、啓発・教育の推進が必要である。

#### 男女共同参画にかかる施策の推進等について

男女共同参画にかかる施策は、総合行政の推進により、より一層の取組が期待されるが、現状では、十分とは言えない状況である。また、市町支援も積極的に進めているが、市町によっては取組に温度差がある。各市町の状況を把握し、県内全域において、男女共同参画推進のための積極的な取組が行われるよう支援することが必要である。

#### 多様な主体との協働について

一人ひとりのニーズが多様化している今日、行政だけではなく、県、市町、県民、企業、大学、NPOなど多様な主体が互いに連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいく必要がある。

#### 男女共同参画に関する人員・財源の確保について

21 世紀の最重要課題の一つである男女共同参画社会の実現については、優先的かつ重点的に人員、財源が投入される必要がある。

#### 女性のチャレンジ支援について

国が「第 2 次男女共同参画基本計画」に基づき重点事項として取り組む「女性のチャレンジ支援」については、三重県においても、平成 19 年度から重点事業として事業を展開し、その拠点施設である「みえチャレンジプラザ」が設置され、多くの方に活用されている。今後とも、必要とする人に対し支援が届くよう取り組んでいく必要がある。

#### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について

一人ひとりが職場、家庭、地域においてそれぞれの責任を果たしながら多様な活動を行い、自らの能力を十分に発揮することができる社会、一人ひとりのライフスタイル・ライフステージを尊重し、多様な人材の能力を發揮できる活力に富んだ社会をめざすためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が必要である。

#### 女性の参画促進について

少子高齢化、人口減少、グローバル化をはじめとする時代の大きな変化の中で、活力ある社会を創造していくためには、多様な人材の能力

を活用するとともに、さまざまな視点で、新たな発想を取り入れていくことが必要である。そのために、意欲のある女性の参画をあらゆる分野において進めていくことは重要な意義を持っているが、その進捗度合は緩やかなものである。今後、より一層、女性の参画を加速する必要がある。

### 3 今後の施策展開に対する提言

「評価と課題」項目	提 言
男女共同参画の視点による施策の推進について	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に掲げる全ての施策が、男女共同参画の視点で最終年度まで推進されるよう各部局への働きかけを行うこと。
社会における諸問題（生活上の困難、DV等）について	《一部新》ひとり親家庭などが抱える生活上の困難に対して必要な支援の充実をはかること。また、あらゆる暴力および人権侵害は男女共同参画社会の実現を妨げると考えられることから、さまざまな機会を利用して啓発・教育を推進すること。
男女共同参画にかかる施策の推進等について	男女共同参画分野における推進体制を強化するなど、より一層の総合行政を進めること。また、県民に身近な市町との連携を強化し、それぞれの市町の状況に応じて必要な支援を行いつつ、本施策の推進をはかること。
多様な主体との協働について	多様な主体が連携・協働することにより、より一層、効果的に男女共同参画を推進すること。県、市町、企業、大学、NPO等との協働によるイベントの開催など、今後、さらに具体的な取組を進めること。
男女共同参画に関する人員・財源の確保について	男女共同参画社会の実現にむけ、県行政における重要性を再認識し、優先的かつ重点的に人員配置、財源の配分を行うこと。
女性のチャレンジ支援について	平成19年6月に開設した「みえチャレンジプラザ」を県民が効果的に活用できるよう、周知・啓発に努めること。また、関係機関からなる「チャレンジネットワーク」を活用し、地域における「女性のチャレンジ支援」を効果的に推進すること。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について	一人ひとりが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などあらゆる場面において、自らが希望する働き方や生き方が選択できる社会をめざし、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進すること。
女性の参画促進について	男女共同参画社会の実現のために、あらゆる分野において女性の参画がより一層進むよう、特に女性の参画が進んでいない分野に対しては、その課題を整理し、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進すること。

( )「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。

平成 19 年 12 月に、「ワーク・ライフ・バランス憲章」が制定され、さらに、平成 22 年 6 月には、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む新合意がなされた。